

令和5年5月10日
保健学科学生の皆さんへ
保健科学研究科大学院生の皆さんへ

保健学科学生委員長
森田明典

感染症への対応について

保健学科学生委員長通知を更新します。
報告義務が生じた学生は、[報告サイト](#)または学生係(TEL 088-633-7030)へ連絡してください。
病院実習生は、当該実習責任者にもすみやかに連絡・相談してください。

保健学科・保健科学研究科・全学生対象

1. 新型コロナウイルス感染やインフルエンザ感染が判明した場合、報告サイトへ連絡してください。その際に症状出現2日前から発病後5日目までに多数と濃厚接触した場合はその旨も伝えてください。
2. 38度以上の発熱の場合、インフルエンザ検査陰性、新型コロナウイルス検査陰性であっても報告サイトへ連絡してください。
3. 1.や2.の場合、基本的に発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで出席停止とします。詳細は別紙1に従ってください。

報告サイト(QRコード)



別紙 1

1) 学校において予防すべき感染症の第一種感染症については、次のとおりとする。

病院実習参加停止期間、学生の出席停止期間：治癒するまで

(注) 第一種感染症： エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候 群（病原体がコロナウイルス属 S A R S コロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスで あってその血清亜型が H5N1 であるものに限る。）、中東呼吸器症候群

2) 第二種及び流行性角結膜炎については、次のとおりとする。

	感染症	病院実習参加停止期間	学生の出席停止期間
1	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び 新型インフルエンザ を除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ <u>症状が消 失し、解熱した後 2 日を経過するまで。</u> *「発症」とは発熱を目安とする。 <u>*「症状消失」が条件に加わっている点に注意</u>	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱 した後 2 日を経過するまで。 *「発症」とは発熱を目安とする。
2	麻疹	発疹が出現後 4 日後まで。	解熱した後 3 日を経過するまで。
3	風疹	発疹出現後 7 日後まで。	発疹が消失するまで。
4	流行性耳下腺炎 (ムンプス)	耳下腺腫脹 9 日後まで。	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が 発現した後 5 日を経過し、かつ全身 状態が良好になるまで。
5	水痘・带状疱疹 *いずれの場合も 病変 部の露出を避ける こと。	水疱痂皮化形成終了まで (<u>水痘、带状疱 疹とも</u>)。	すべての発疹が痂皮化するまで (水 痘のみ)。
6	結核	病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで。	病状により学校医その他の医師にお いて感染のおそれがないと認めるま で。
7	百日咳	内服開始から 7 日間。	特有の咳が消失する、または、5 日 間の適正な抗菌性物質製剤による治 療終了まで。
8	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後 2 日を経過するま で。	主要症状が消失した後 2 日を経過す るまで。
9	新型コロナウイルス感 染症 (COVID-19)	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が 軽快した後 2 4 時間を経過するまで。 *「発症」とは症状出現時を目安とする (インフル エンザと異なり発熱が無い場合もある)。	発症した後 5 日を経過し、かつ、症 状が軽快した後 2 4 時間を経過する まで。 *「発症」とは症状出現時を目安とする (イン フルエンザと異なり発熱が無い場合もある)。
10	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそ れがないと認めるまで。	病状により学校医等において感染の おそれがないと認めるまで。
11	流行性角結膜炎 (EKC)	発症後 2 週間。	病状により学校医その他の医師にお いて感染のおそれがないと認めるま で。

3) 第三種感染症については、次のとおりとする。ただし、流行性角結膜炎は上記 2) のとおりとする。

臨床実習参加停止期間：病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

学生の出席停止期間：病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

(注) 第三種感染症： コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行
性角結膜炎、急性出血性結膜炎